

神戸市補助金等の交付に関する規則の一部改正（案）の概要

1. 趣旨

神戸市では、補助金や助成金など（以下、「補助金等」という。）の交付事務を公平で効率的なものとするため、申請から精算に至るまでの統一的、原則的な手続きを定めています。

神戸市補助金等の交付に関する規則の一部改正（案）は、適正な交付手続きを明確に示すために必要な改正を行うものです。

2. 意見公募手続の対象となる規則案の概要（規則第16条関係）

補助金等の交付額の確定の手続きには、規則第15条の規定による実績報告が必要となっていますが、規則第5条第3項の規定による申請（補助事業等の完了後に申請）が行われる場合は、規則第15条の適用を受けないことから、規則第6条第1項による交付の決定をしたときに補助金等の交付額を確定することとします。

3. 規則の施行予定日

令和4年8月